

危険物の運搬について

(ガソリン, 軽油, 灯油等)

○ 「運搬」と「移送」の違いについて

トラックや乗用車などの車両で容器に入れた危険物を運ぶことを「**運搬**」といいます。
移動タンク貯蔵所(タンクローリー)やマイクロリーで運ぶことを「**移送**」といいます。



乗用車



軽トラック

運搬



タンクローリー



マイクロリー

移送

○ 危険物を運搬するには

危険物を車両で運搬するには、**数量が指定数量未満であっても**、消防法令で定める「**運搬の基準**」を守らなければいけません。

この基準では、**運搬容器, 積載方法, 運搬方法**について定められています。

○ 運搬容器

危険物の運搬容器については、危険物の性質や危険性に応じてそれぞれ容器の材質や容量等が消防法令で定められています。

危険物保安技術協会による性能試験に適合した容器には、試験確認済証の表示がしてあります。その表示がしてある容器を使用して運搬しましょう。

特に、ガソリンの運搬については、専用の携行缶を使用し、乗用車で運搬する場合は、**22L以下**の容器で運搬しましょう。

※ **ガソリンを灯油用の容器に入れることは大変、危険です。絶対にやめましょう。**



ガソリン携行缶



灯油用ポリエチレンかん



基準適合性能表示

○ 積載方法

- 1 運搬容器の蓋は**確実に**閉めましょう。エレファントノズルをつけたまま運搬しないようにしましょう。
- 2 運搬容器の外部に、**危険物の品名**、**危険等級及び数量**、**危険物に応じた注意事項**を表示しましょう。
(ガソリンの場合)
品名「第一石油類」、**危険等級Ⅱ**、数量「リットル」、注意事項「火気厳禁」
- 3 運搬容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒、破損しないように**固定**して積載しましょう。
- 4 運搬容器を積み重ねる場合は、**高さ3メートル以内**で積載しましょう。

○ 運搬方法

- 1 危険物を収納した運搬容器に摩擦や動揺を起こさないように運搬しましょう。
- 2 **指定数量以上**の危険物を運搬する場合は、『**危**』(0.3m四方・黒字に黄文字)の標識を車両の前後に掲げ、消火器等の**消火設備**を備えなければなりません。また、休憩等により車両を一時停止させる場合は、安全な場所を選びましょう。



主な危険物と指定数量

物品名	種別	品名	指定数量	危険等級
ガソリン	第4類	第1石油類	200ℓ	Ⅱ
灯油・軽油	第4類	第2石油類	1000ℓ	Ⅲ
重油	第4類	第3石油類	2000ℓ	Ⅲ

○ 罰則について

危険物の運搬基準に違反してしまうと、3月以下の懲役又は30万以下の罰金が科されます。基準を守るとは自分の安全を守るといことです。基準をしっかりと守って危険物を運搬しましょう。

○ 注意

セルフスタンドにおいて、**利用者が自らガソリンや軽油などの危険物を容器に入れる**ことは出来ません。必ず、従業員に依頼して、専用の容器に入れてもらいましょう。

問い合わせ先
阿久根地区消防組合 警防課危険物係
電話番号 0996-72-0119

